

令和6年 第1回

福岡市城南区選挙管理委員会
令和6年1月19日(金)
午前9時30分から

1 議 題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第1号)
- (2) 在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第2号)
- (3) 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について (議案第3号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について (予定)
 - 令和6年2月20日(火) 午前10時00分から
 - 令和6年3月1日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 1 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 1 月 19 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 361 人 |
| | 内訳 死亡者 | 184 人 |
| | 市外転出者 | 177 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 1 月 19 日 |

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※1>

(2) 前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和6年1月1日

1 死亡者

令和5年12月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和5年8月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	99	85	184
転出者	89	88	177
計	188	173	361

議題 (2)
議案第 2 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 1 月 19 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 3 人 |
| | 内訳 国内転入者 | 3 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 1 月 19 日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※ 1 >

(2) 前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※ 1 >法第 30 条の 10 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題 (3)
議案第3号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和6年1月19日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和6年1月19日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、^{<※1>}前条第4項の規定による申請をした者が当該市町村における^{<※2>}第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

<※1>法第30条の5第4項

年齢満18年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第24条の規定による届出(以下この項において「国外転出届」という。)がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの(当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。)は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

<※2>第30条の4第2項

在外選挙人名簿への登録の移転は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満18年以上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、次条第4項の規定による申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行う。